

(1) 都道府県構想（滋賀県污水处理施設整備構想 2010）の見直し

■現 状

「都道府県構想」は、各都道府県域において、下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設の効率的な整備と運営管理のため、これらの施設を所管する国土交通省、農林水産省および環境省（以下、「3省」という。）が策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（現行マニュアル：平成 26 年 1 月）（以下、「マニュアル」という。）に基づき、県と市町の各污水处理施設担当部局が共同して策定するものです。（[資料 4-1](#)）

本県では、平成 10 年 6 月に「滋賀県污水处理施設整備構想」を策定し、その後の見直しを経て、平成 23 年 3 月に現行の「滋賀県污水处理施設整備構想 2010」（以下、「現構想」という）を策定しました。（[資料 4-2](#)）

なお、本県の污水处理施設人口普及率（下水道等の施設を利用できる状態にある人口の割合）は、平成 26 年度末時点で 98.3%（うち下水道普及率 88.3%）です。（[資料 4-3](#)）

■見直しの必要性

現構想に関して以下のような課題が生じていることから、今回、現構想の見直しを行うものです。

- ① 現構想は策定から 5 年を経過し、マニュアルに定める見直し年次に当たる。
- ② 県全体として人口減少局面に入るとともに地域間の格差拡大の傾向が進み、これを反映した見直しの検討が必要となった。
- ③ 新たなマニュアルでは、経済性だけでなく時間軸を考慮し、「今後 10 年程度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること」（以下、「10 年概成」という。）の考え方が強く出され、これを実現するための「アクションプラン」の策定を行うこととなった。
- ④ さらに、整備手法の検討だけでなく、持続可能な運営を行うため、長期的（20～30 年）な観点から、効率的な改築・更新、運営手法についての検討を行うこととなった。

■見直しにあたっての課題

見直しにあたっての主な課題としては、以下に示す事項を想定しています。

- ① 人口減少状況下における人口フレーム等の設定（他の計画との整合性）
- ② 「10 年概成」に向けての整備手法（市町間の格差、整備困難地区の対応、「概成」の考え方等）
- ③ 集落排水施設の老朽化への対応と下水への統廃合
- ④ 整備率の向上にともなうし尿処理の在り方およびし尿処理施設の老朽化対策

■見直し作業

一般に、見直しは**資料 4-1**に示す作業フローに従って実施します。このうち、市町への意見照会は実施済みで、今後、市町ならびに本審議会のご意見を踏まえ、今回の見直しにおける「**基本方針**」、ならびに県および市町の行う作業の「ガイドライン」を作成し、これをもとに基礎調査、構想素案の策定を行います。さらに、構想素案によりパブリックコメントを実施したのち、再度、審議会のご意見をいただき、構想を策定します。

■審議事項

今後の構想策定において、以下に示す各段階においてご意見をいただきたいと考えています。

- ① 構想策定の基本方針について（今回）
- ② 構想素案（パブリックコメント案）について
- ③ パブリックコメント結果を踏まえた構想見直し案について

■審議スケジュール

今年度末までに構想素案（パブリックコメント案）を作成します。

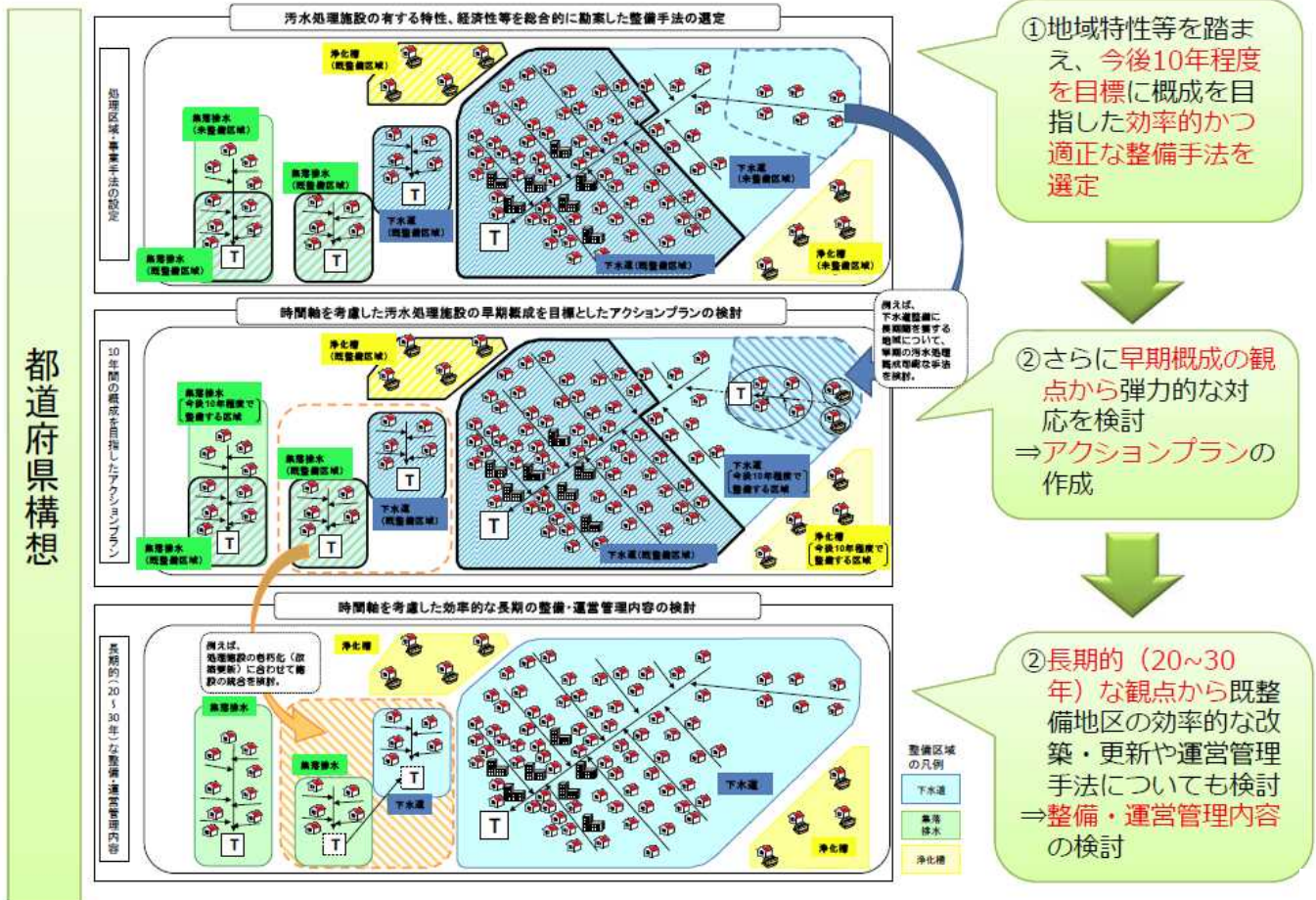
来年度当初にパブリックコメントを実施し、6月頃の計画策定を予定しています。

審議会の開催は、今回を含めて3回を予定しています。

滋賀県汚水処理施設整備構想2010の見直し	H27年度							H28年度		
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
1.基礎調査(資料収集・検討条件整理)	■	■								
2.市町説明資料の作成		■	■	■						
3.市町説明会				■						
4.見直し作業の実施		■	■	■	■	■	■			
5.市町検討結果のとりまとめ・調整					■	■	■			
6.パブリックコメント資料の作成							■			
7.パブリックコメントの実施								■		
8.見直し構想の作成									■	■
9.審議会		○					○		○	

■ 都道府県構想策定マニュアルのポイント

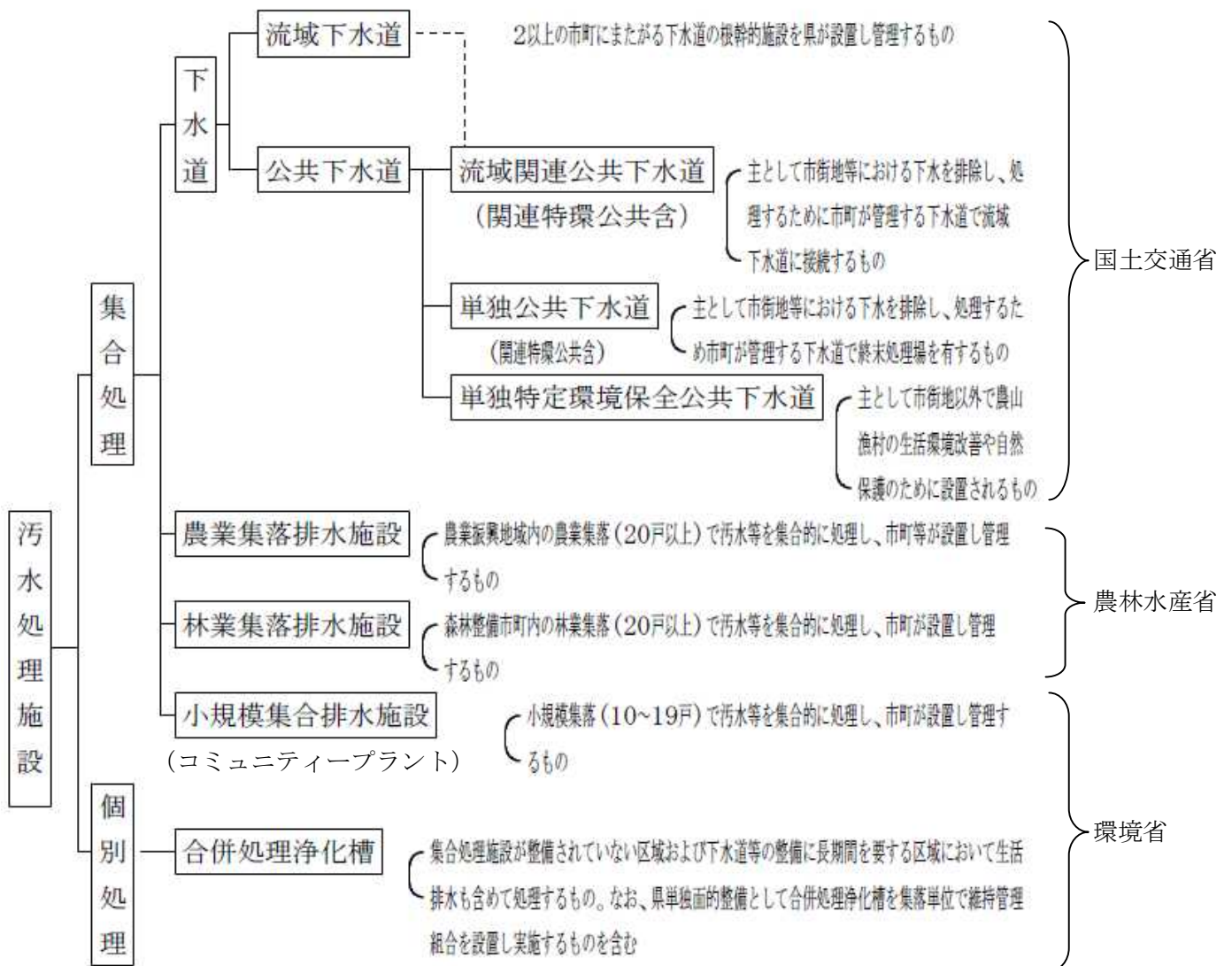
- ①時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)での早期整備と共に、長期(20~30年)での持続的な污水处理システム構築を目指す。
- ②中期的なスパンとしては、污水处理施設の未整備区域について、污水处理施設間の経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込み、10年程度を目途に污水处理の「概成」※を目指した、より弾力的な手法を検討する。
 ※概成:地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること
- ③長期的なスパン(20~30年程度)では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。



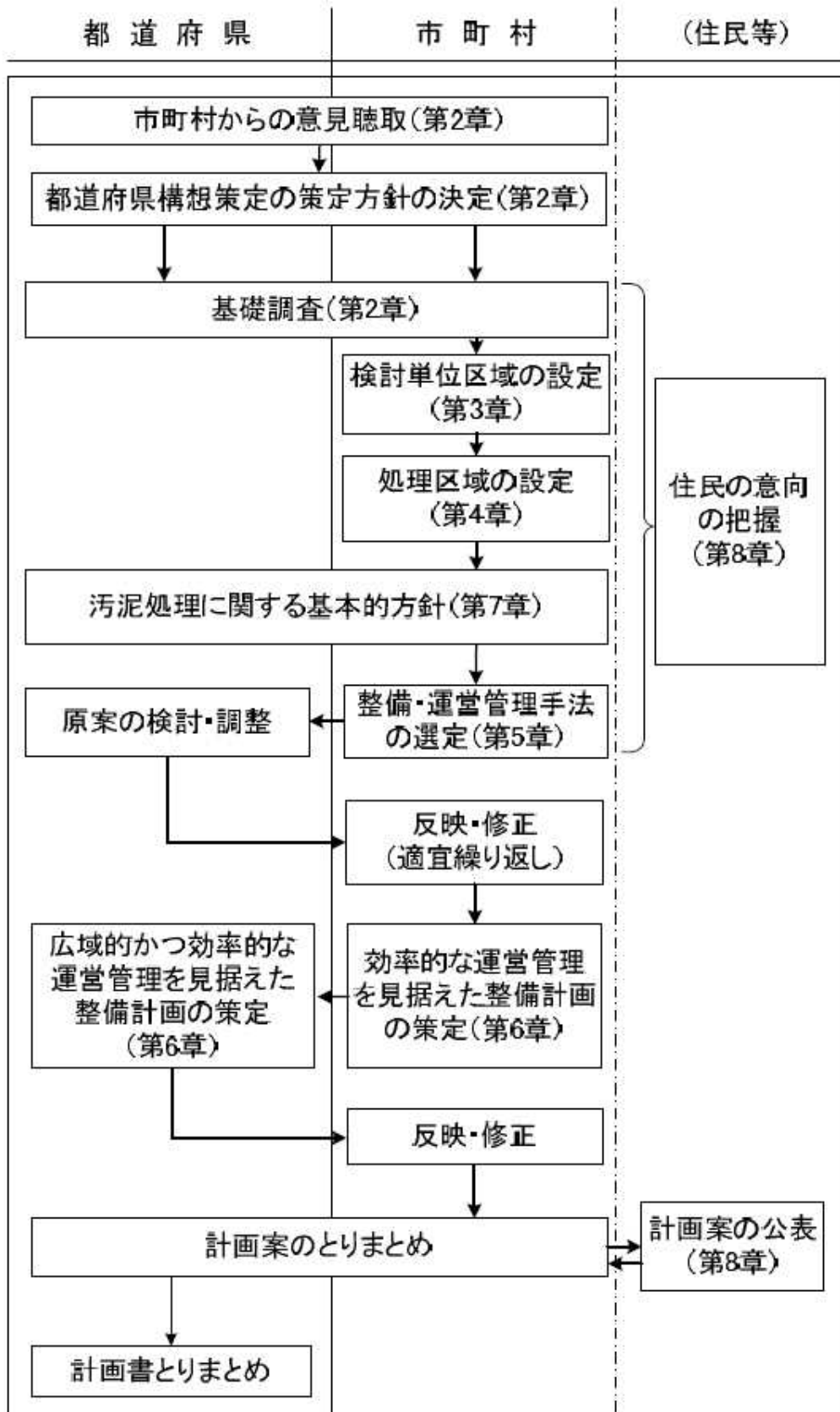
■ 汚水処理施設の種類

汚水処理施設は、各戸から排出される汚水を管きょを經由して処理場に収集して処理する「集合処理方式」と、各戸に処理設備を設ける「個別処理方式」に区別され、さらに地域や規模などの要件により整備の手法が異なります。

また、所管する法律により「下水道」とそれ以外の施設に区別され、下水道施設は下水道法に基づく施設で、その他は浄化槽法による「浄化槽」と定義されます。



■ 構想の策定手順



滋賀県汚水処理施設整備構想 2 0 1 0

平成 1 0 年 6 月策定

(平成 1 2 年 6 月変更)

(平成 1 4 年 6 月変更)

(平成 2 0 年 3 月変更)

(平成 2 1 年 3 月変更)

(平成 2 1 年 1 2 月変更)

平成 2 3 年 3 月見直し (新構想 2 0 1 0)

滋 賀 県

滋賀県汚水処理施設整備構想 2010 目 次

1、はじめに

2、構想策定の目的

3、構想策定の方針

4、汚水処理施設の種類

5、汚水処理施設整備構想

(1) 汚水処理施設整備の実施状況(平成22年度現在)

(2) 汚水処理施設の役割と効果

(3) 構想策定(見直し)の経緯

(4) 新構想の内容(見直しの結果)

(5) 今後の構想の見直し

6、汚水処理施設整備構想の推進

7、滋賀県汚水処理施設整備構想図

滋賀県汚水処理施設整備構想 2010

1、はじめに

本県には、ほぼ中央に県土の1/6の面積を占める我が国最大の琵琶湖が位置しており、琵琶湖・淀川流域の豊富で良質な水資源として、また、周辺地域の優れた自然的、歴史的、文化的環境と相まった貴重な憩いの空間として重要な役割を担い、人々の生活と産業活動を支える基盤となっている。さらに、県域のみならず、下流の京阪神地域などに対しても、琵琶湖は生活や産業活動を営む上で不可欠の存在となっている。しかし、近年における琵琶湖周辺地域の土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化が、琵琶湖の水質や周辺地域の環境に影響を及ぼしたため、汚濁負荷の削減に向けて、生活排水や工場・事業場排水を処理する汚水処理施設の整備を中心に様々な対策を行政や住民が一体となって取り組んできた。

本県では平成10年(1998年)6月に「滋賀県汚水処理施設整備構想」(以下、前構想という。)を策定し、その後5回に及ぶ構想の変更を重ね、明確な役割分担のもと、各種事業を推進してきた。その結果、汚水処理施設整備率は平成9年度(1997年度)末の66.4%から、平成21年度(2009年度)末には97.8%まで飛躍的に向上し、汚濁負荷量の削減に寄与してきた。

引き続き、汚水処理施設の整備推進は最重要施策の一つであり、未整備地区の計画的、効率的な整備ならびに既整備地区の適正かつ効率的な機能維持を実施する必要がある。

前構想は、市町村の個別の構想をもとに広域的な観点から調整し、県全域を対象に汚水処理施設の整備区域、整備手法等を設定したものであるが、地域の特性や市町村合併による行政区域の再編、県および各市町の財政状況の悪化や人口減少等の社会情勢の変化により、前構想策定時点における前提条件と現状に乖離が生じつつあった。

それらのことを踏まえて、地域の現状に応じた汚水処理施設の適正かつ効率的な整備・維持管理を図るため、本県では市町との連携のもとに前構想の見直しを行い、「滋賀県汚水処理施設整備構想2010」(以下「新構想という。」)を策定する。

2、構想策定の目的

新構想は、将来計画と今後10年間を見通した本県における下水道、農業・林業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設整備の全体像を示すものであり、県下全域を対象として社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、汚水処理施設の適正な維持管理や改築更新にも配慮し、より一層、効率的かつ適正な整備を進めるために策定するものである。

3、構想策定の方針

生物の宝庫である琵琶湖を擁する本県は、湖国特有の豊かな自然環境が形成されているが、県民が生産の向上と便利な生活を追求するあまり、自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続けている。琵琶湖の水質も流入する汚濁負荷の増加により大きな影響を受けたため、本県では琵琶湖の水質保全を最重要課題の一つに掲げ、富栄養化防止条例の制定をはじめ、5期にわたって湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画を策定

し、様々な水質保全施策を計画的に講じてきた。しかしながら、琵琶湖の水質は依然として予断を許さない状況であり、琵琶湖に流入する汚濁負荷の効果的、継続的な削減が必要となっている。

このため、琵琶湖の水質保全対策が緊急かつ最重要課題であること、ならびに生活環境の早期改善が求められていることに鑑み、汚水処理施設整備を一層効率的、経済的に実施するため構想策定の方針を定め、計画的に整備することとする。

なお、本県では、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれてきた「環境自治」をさらに押し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に環境全体への周到的な配慮と保全活動を展開するため、平成8年(1996年)3月には「滋賀県環境基本条例」を制定し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量を図るため、物質循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境が持つ復元能力を基にした持続的な発展を図っていく方針である。同条例に基づき平成21年(2009年)12月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」では、県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や、平成20年(2008年)3月に策定した「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)と整合を図り、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」の2つの長期目標を掲げている。

構想策定の方針として

汚水処理施設それぞれの特性を踏まえ、今後の維持管理等も含めた経済比較を基本としつつ、将来の人口動態や地域住民の意向に配慮しながら、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を広域的な観点から選択することとする。

集合処理が適当な地域は、すでに下水道事業や農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業が進められていることから、これらを考慮のうえ集合処理区域を設定し、合理的な内容となるよう整備手法の選定を行う。

なお、下水道と農業集落排水施設の選定にあたっては、平成7年(1995年)12月19日付け、厚生省、農林水産省、建設省の3省通達等に基づき、滋賀県が作成した「滋賀県における下水道事業および農業集落排水事業の調整に関する基本方針」に従い行う。

集合処理より個別処理が効率的かつ適正と判断された地域では、合併処理浄化槽による汚水処理を推進する。

平成32年度(2020年度)における生活排水処理率100%を目指す。
(平成21年度(2009年度)末時点の生活排水処理率は91.4%)

生活排水処理率とは、いずれかの汚水処理施設を使用している人口の割合をいう。

なお、生活排水処理率100%を目指すには、汚水処理施設整備率(いずれかの汚水処理施設を利用することが可能となった人口の割合をいう。)を100%にしておくことが前提となる。

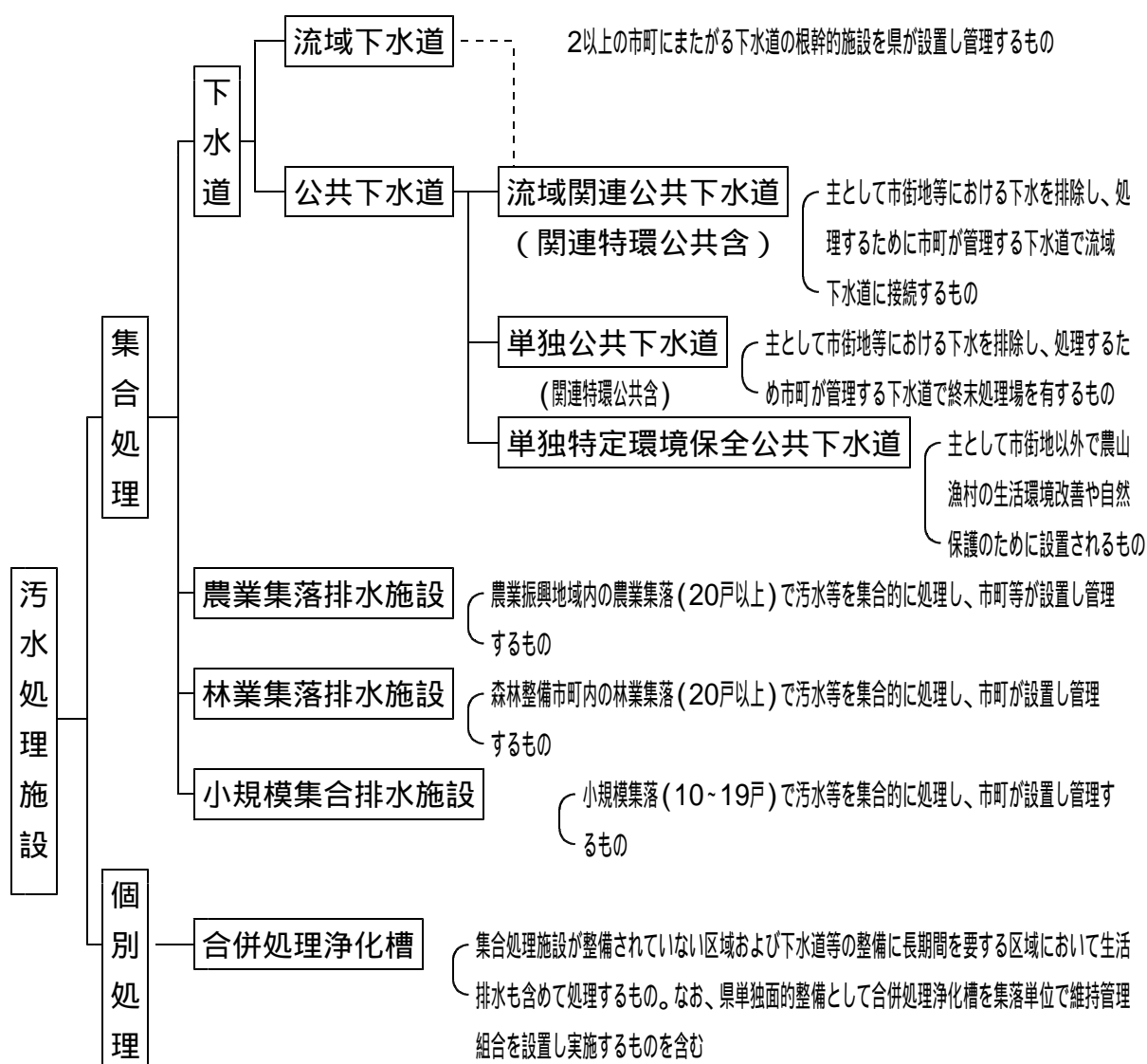
構想の策定方法は、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業、林業集落排水事業を担当している各課と、水質保全政策にかかわる関係各課で「滋賀県汚水処理施設整備連絡調整会議」を設置し連絡調整を図りながら策定に当たってきた。

また、市町の構想策定に当たって内部の連絡調整を図る必要から、県と同様の対応により進められた。

4、汚水処理施設の種類

汚水処理施設は、下図に示すとおり、各種の集合処理、個別処理が地域の実情にあわせて実施できるよう農林水産省、国土交通省、環境省等の所管の事業として制度化されている。

汚水処理施設の種類



5、汚水処理施設整備構想

(1) 汚水処理施設整備の実施状況(平成22年度(2010年度)現在)

琵琶湖の周辺における下水道事業は、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画(以下、流総計画という)」に基づき、県下19の全市町で着手されている。事業別では、流域下水道が4処理区で、流域関連公共下水道として19市町、単独公共下水道2市、単独特定環境保全公共下水道2市で着手されている。

供用開始は3事業併せて19市町で行われている。

また、農業集落排水施設は、市町の農業集落排水事業計画基本構想に基づき、農村部において16市町で実施、15市町で供用されている。

合併処理浄化槽は、19市町で設置・活用されている。

汚水処理施設整備の実施状況(平成22年(2010年)3月31日現在)

整備手法別区分	関係市町数	供用中市町数	整備人口人	整備率%	生活排水処理人口人	生活排水処理率%
公共下水道	19	19	1,184,271	85.4	1,060,784	76.5
流域関連公共下水道	19	19	1,064,682	76.8	-	-
単独公共下水道	2	2	118,294	8.5	-	-
単独特定環境保全公共下水道	2	2	1,295	0.1	-	-
農業集落排水施設	16	15	109,968	7.9	104,683	7.6
林業集落排水施設	1	1	48	0.0	45	0.0
小規模集合排水施設	1	1	32	0.0	32	0.0
合併処理浄化槽	19	19	61,600	4.4	101,478	7.3
計	-	-	1,355,919	97.8	1,267,022	91.4
県内市町数、人口	-	19	1,386,570	-	1,386,570	-

整備率は県人口(住民基本台帳人口)に対する整備済み区域内人口の比率

(2) 汚水処理施設の役割と効果

汚水処理施設整備は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善などの役割を果たしているが、本県においては、汚水処理施設整備を重要施策の一つとして位置付けると共に琵琶湖総合開発計画の水質保全対策や琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)と整合を図りつつ積極的に取り組んできた。また、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備は、湖沼水質保全特別措置法に基づく琵琶湖に係る水質保全計画の水質保全に資する事業として位置付け整備の推進を図ってきた。

その結果、平成21年度(2009年度)末では汚水処理人口の整備率が97.8%、生活排水処理率が91.4%となり琵琶湖へ流入する家庭系などの汚濁負荷量の削減に寄与している。

なお、公共下水道計画区域内の農業集落排水施設については、公共下水道の整備に長期間を要する農村地域において、琵琶湖の水質保全の緊急性、農村部の生活環境の早期改善、農業用排水の水質保全、汚泥の農地還元などの見地から積極的に推進してきた。このことにより、県下の汚水処理人口の整備率が向上し、琵琶湖の

汚濁負荷の削減や都市部に比べ遅れがちな農村地域の環境整備の均衡ある発展に大きく寄与してきた。

(3) 構想策定(見直し)の経緯

見直し方針の決定

本県では、前構想の見直しに当たり、琵琶湖環境部琵琶湖再生課、循環社会推進課、下水道課、森林保全課、農政水産部農村振興課の2部5課で構成する「滋賀県汚水処理施設整備連絡調整会議」を開催し、次のとおり見直し方針を決定した。その後、市町関係課を対象とした構想見直し合同説明会を開催し、市町における見直し作業を依頼した。

汚水処理施設整備率100%達成の目標期限を延長し平成32年度(2020年度)末までとする。

目標期限における人口予測は、流総計画における将来人口推計の考え方を基本とする。

市町および住民の意向を踏まえて、より効率的な汚水処理施設の整備手法を選定する。

市町における見直し作業

各市町の地域特性、集落毎の人口の動向、地域住民の要望、維持管理を含めた経済性等を勘案し、市町構想の見直し作業を行い、原案を作成し、県の関係各課との調整を経て新たな市町構想を策定した。

県における見直し作業

市町構想見直し原案をもとに県の関係各課によるヒアリングを行い、市町の意向確認や調整を行い、市町構想をとりまとめ県の新構想を策定した。

(4) 新構想の内容(見直しの結果)

目標年度と将来人口の推計

新構想の目標年度は10年後の平成32年度(2020年度)とし、汚水処理施設整備率100%を目指す。また、将来整備目標としてそれぞれの整備手法の将来計画に基づき、目標期限を定めず整備率100%を目指す。

本県の住民基本台帳人口は、平成21年度(2009年度)末の1,386,570人が平成32年度には1,390,200人へ約3,600人微増となることが予想される。ただし、これは京阪神地域からの人口流入等、県南部の社会増加分が県北部の自然減少分を若干上回ることによるものである。

集合処理区域から個別処理区域への見直し

見直しの結果、流域下水道、単独公共下水道、農業集落排水施設等により集合処理を行う区域は、前構想では県全体で238処理区設定されていたが、新構想では農業集落排水施設の1処理区が減となり、237処理区となった。

減少した甲津畑処理区は、中山間地域で集落内道路が狭隘なうえ、急勾配なことから、集合処理施設の整備に係る負担が大きくなるため、地域住民の意向として集合処理施設の整備が困難であると判断されたため、個別処理（合併処理浄化槽）区域に変更するものである。

農業集落排水施設の下水道計画区域外から下水道計画区域内への見直し

前構想における農業集落排水施設 2 2 6 処理区の内訳として下水道計画区域内 1 5 5 処理区、下水道計画区域外 7 1 処理区となっているが、市町合併による行政区域の再編と将来の改築更新や維持管理に係る財政負担の軽減等を勘案して検討した結果、下水道計画区域外の八日市東部、大中、栗見の 3 処理区を下水道計画区域内に変更するものである。その結果、新構想では農業集落排水施設 2 2 5 処理区の内訳として下水道計画区域内 1 5 8 処理区、下水道計画区域外 6 7 処理区となった。

集合処理区域見直し状況一覧表 (処理区数)

整備手法	前 構 想			新 構 想			備 考
	下水道区域内	下水道区域外	計	下水道区域内	下水道区域外	計	
流域関連公共下水道	4	-	4	4	-	4	
単独公共下水道	6	-	6	6	-	6	藤尾処理区含む
農業集落排水施設	1 5 5	7 1	2 2 6	1 5 8	6 7	2 2 5	甲津畑処理区減
林業集落排水施設	0	1	1	0	1	1	
小規模集合排水施設	0	1	1	0	1	1	
合 計	1 6 5	7 3	2 3 8	1 6 8	6 9	2 3 7	

新構想における整備手法別整備目標

汚水処理の効率的な整備を進めるため滋賀県汚水処理施設整備構想として、県下19市町の計画や構想の意向を把握し下表のとおりまとめた。

なお、整備スケジュールとして2020年度（平成32年度）末における整備率を100%とする。

将来整備目標においては、目標年次を定めないことから、将来整備目標時の人口は便宜上平成32年度（2020年度）予測人口ベースとしている。

滋賀県汚水処理施設整備構想 整備手法別一覧表

整備手法別区分	関係市町数	構想（2020年度末）		将来整備	
		整備人口	整備率	整備人口	整備率
公共下水道 [うち農集排接続予定区域]	19	1,276,575 [29,284]	91.8 [2.1]	1,364,707 [85,783]	98.2 [6.2]
流域関連公共下水道 [うち農集排接続予定区域]	19	1,154,538 [29,245]	83.0 [2.1]	1,237,443 [85,684]	89.0 [6.2]
単独公共下水道 [うち農集排接続予定区域]	4	122,037 [39]	8.8 [0.0]	127,264 [99]	9.2 [0.0]
農業集落排水施設 (農集排全体区域) [うち将来公共下水道で処理予定]	16	75,758 (105,042) [56,499]	5.5 (7.6) [4.1]	19,773 (105,556) [0]	1.4 (7.6) [0.0]
林業集落排水施設	1	32	0.0	32	0.0
合併処理浄化槽 [うち将来公共下水道等で処理予定]	19	37,819 [32,147]	2.7 [2.3]	5,672 [0]	0.4 [0.0]
小規模集合排水施設	1	16	0.0	16	0.0
合計	19	1,390,200	100.0	1,390,200	100.0

合計の整備人口は、流総計画をもとに算出した予測人口（住基人口ベース）将来整備の目標年次は設定しない。

将来整備の人口は便宜上平成32年度（2020年度）末予測人口ベースとしている。

農業集落排水施設のうち、将来公共下水道で処理予定に位置づけられた施設の接続計画は、市町において基幹施設の耐用年数、維持管理等を総合的に勘案し、検討されたものであること。

なお、接続の実施にあたっては、下水道事業計画や補助事業により取得した財産の処分等など関係法令に基づき計画的、効率的な汚水処理施設整備となるよう県、市町間で十分調整を図り、農業集落排水施設整備地区毎に検討する。

また、接続までの期間は、農村の生活環境の改善や農村地域の物質循環の推進に寄与するよう農業集落排水施設として適正に管理するものとする。

(5) 今後の構想の見直し

今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、住民や市町の意向などを踏まえ必要があれば見直しを行うものとする。

6、汚水処理施設整備構想の推進

本県においては琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全が重要な課題であり、汚水処理施設の整備が水質保全に効果的であることから、県の基本構想や琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画など各種の計画に位置付けて推進しており、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

このため、本構想を基に汚水処理施設整備の着実な推進のための具体的な計画とともに、推進にあたって執行体制の充実、財源の確保などに努める。さらに環境面に配慮した整備に取り組むとともに、水洗化に対する一層の啓発や建設コストの縮減など効果的な推進に努める。

（1）下水道

下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善などを図るもので、下水道整備のマスタープランである流総計画や基本計画に基づき推進することとしている。これらの計画に基づき流域下水道（関連公共下水道を含む）を県および市町により実施し、併せて市町毎の単独公共下水道によっても整備の推進を図る。

また、下水道整備が進捗するに従って増加する汚泥の資源化や再利用を、さらに進める。

なお、本構想において生活排水処理率100%を目指すこととしており、引き続き下水道整備区域内の水洗化率向上に向けた取組を進める。

（2）農業集落排水施設

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持または農村生活環境の改善を図り、併せて琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水または雨水を処理する施設、汚泥、処理水または雨水の循環利用を目的とした施設の整備をもって生産性の高い農業の実現、活力のある農村社会の形成および循環型社会の構築を図る。

処理水質については、窒素、りん除去等高度処理について引き続き取り組むとともに、農業集落排水施設の機能維持のため、補助事業の活用により施設の機能強化対策を図る。

（3）合併処理浄化槽

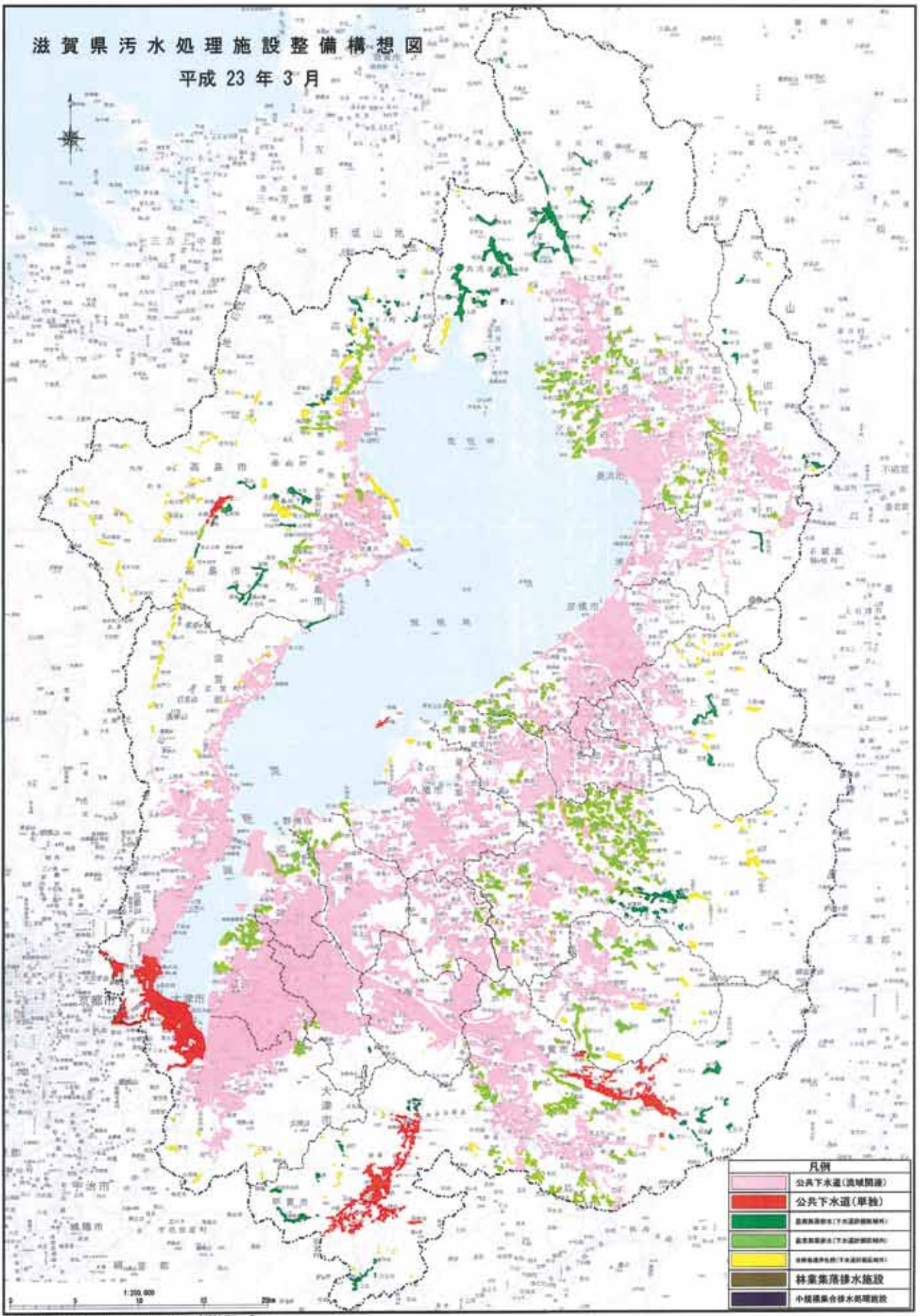
生活排水を早期かつ適正に処理するため、下水道など整備計画のない地域や下水道などの供用開始が長期間見込まれない地域で、住宅を新築する場合や浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽の設置を義務づける「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」により整備推進を図ることとしている。

なお、設置後の浄化槽については法令に基づき定期的な維持管理や法定点検を行い、適切な浄化機能を維持する必要がある。

(4) 林業集落排水施設

山村地域の望ましい林業構造として、林業者の生活環境の改善を図るため、森林・林業・木材産業づくり交付金を活用し排水施設の整備を図る。

7、滋賀県污水处理施設整備構想図



市町別汚水処理人口

(平成26年度末)

市町名	総人口 (人)	汚水処理人口 (人)				
			下水道	農業集落 排水施設	林業集落 排水施設	合併処理 浄化槽等
大津市	342,031	338,339	335,027	954	-	2,358
彦根市	112,620	104,491	89,433	4,601	-	8,776
長浜市	121,532	121,496	95,457	25,543	-	497
近江八幡市	82,235	80,284	61,385	640	-	18,229
草津市	128,833	128,765	123,149	5,099	-	506
守山市	80,867	80,837	76,005	4,736	-	96
栗東市	67,289	66,732	66,412	185	-	121
甲賀市	92,533	87,670	70,989	10,504	-	6,033
野洲市	50,768	50,411	47,485	2,849	-	77
湖南市	54,817	54,363	53,173	-	-	926
高島市	51,349	50,784	42,210	7,449	45	1,105
東近江市	115,531	114,064	85,487	27,770	-	993
米原市	39,982	39,995	35,891	3,904	-	183
日野町	22,189	22,401	16,906	4,853	-	278
竜王町	12,432	12,266	10,561	842	-	858
愛荘町	21,148	21,098	20,967	-	-	134
豊郷町	7,362	7,362	7,360	-	-	2
甲良町	7,467	7,462	7,462	-	-	-
多賀町	7,674	7,573	6,673	665	-	213
滋賀県計	1,418,659	1,396,393	1,252,032	100,594	45	41,385

※1 総人口は平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口で外国人を含める。

※2 「-」は、各事業に未着手の市町を示す。

市町別汚水処理人口普及率

(平成26年度末)

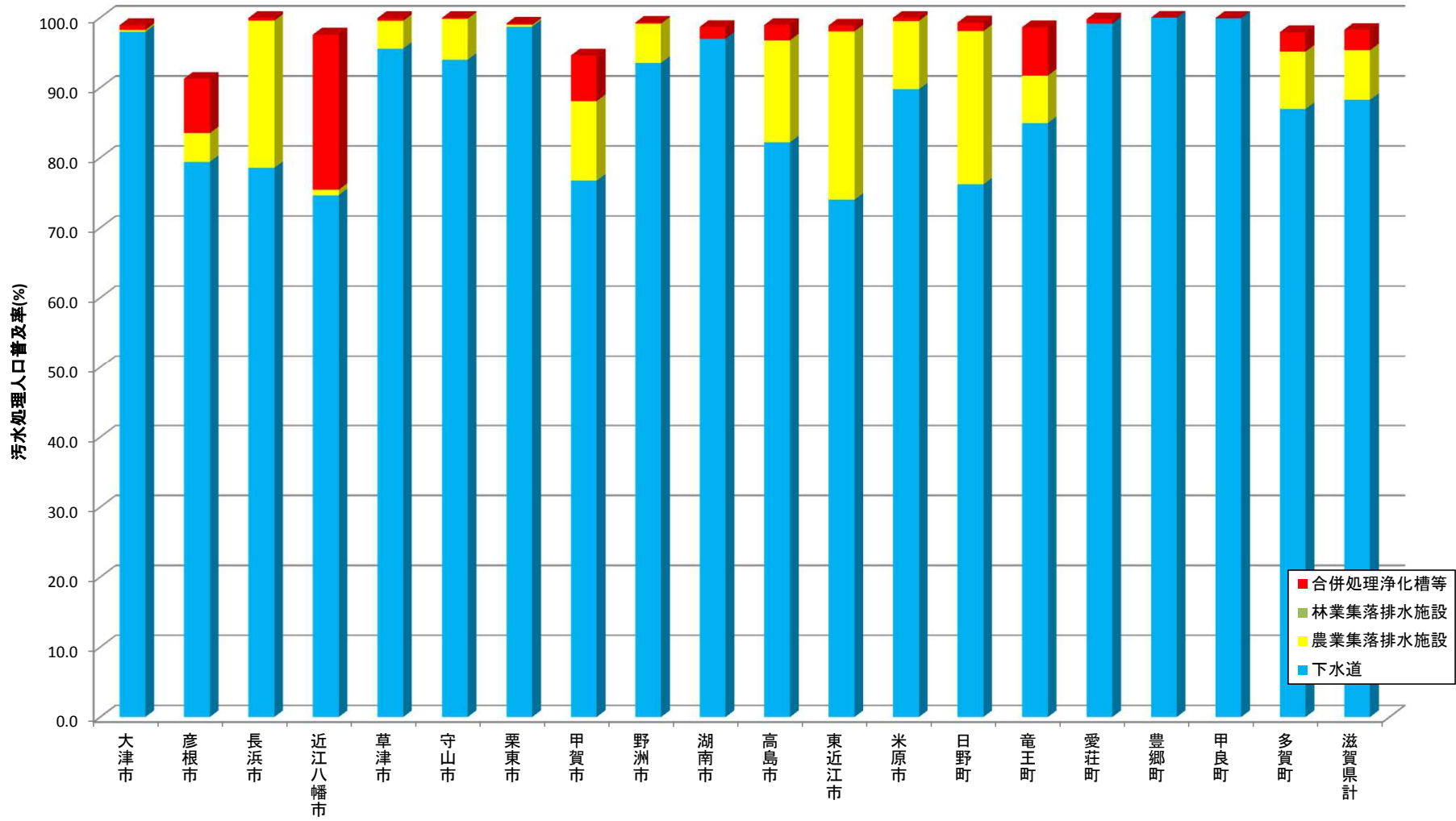
市町名	汚水処理人口普及率				
		下水道	農業集落排水施設	林業集落排水施設	合併処理浄化槽等
大津市	98.9%	98.0%	0.3%	-	0.7%
彦根市	91.3%	79.4%	4.1%	-	7.8%
長浜市	100.0%	78.5%	21.0%	-	0.4%
近江八幡市	97.6%	74.6%	0.8%	-	22.2%
草津市	99.9%	95.6%	4.0%	-	0.4%
守山市	100.0%	94.0%	5.9%	-	0.1%
栗東市	99.2%	98.7%	0.3%	-	0.2%
甲賀市	94.6%	76.7%	11.4%	-	6.5%
野洲市	99.3%	93.5%	5.6%	-	0.2%
湖南市	98.7%	97.0%	-	-	1.7%
高島市	98.9%	82.2%	14.5%	0.1%	2.2%
東近江市	98.9%	74.0%	24.0%	-	0.9%
米原市	100.0%	89.8%	9.8%	-	0.5%
日野町	99.3%	76.2%	21.9%	-	1.3%
竜王町	98.6%	85.0%	6.8%	-	6.9%
愛荘町	99.8%	99.1%	-	-	0.6%
豊郷町	100.0%	100.0%	-	-	0.0%
甲良町	99.9%	99.9%	-	-	-
多賀町	97.9%	87.0%	8.2%	-	2.8%
滋賀県計	98.3%	88.3%	7.1%	0.0%	2.9%

※1 各処理施設および全体の普及率は、小数点以下2桁を四捨五入している。

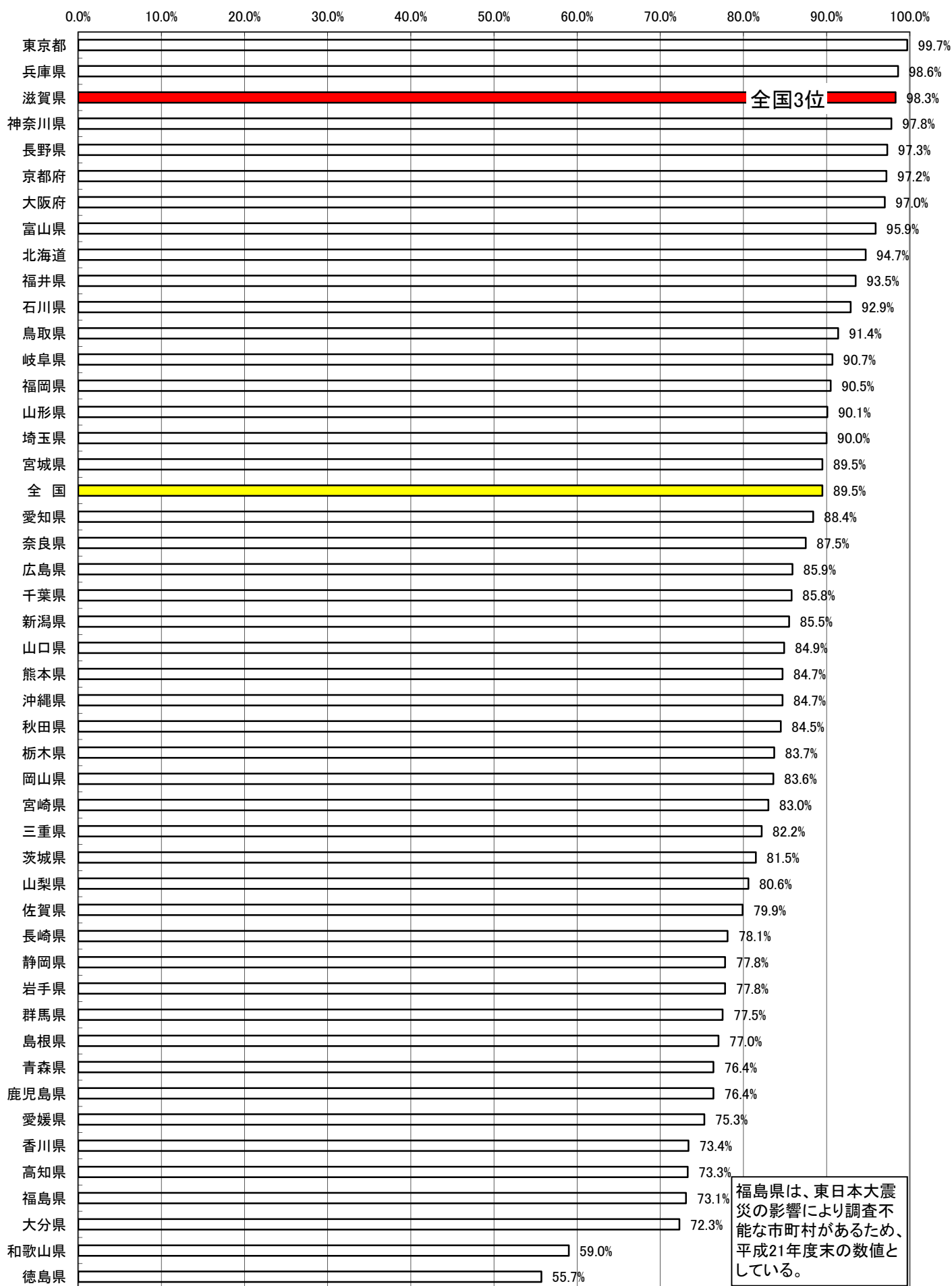
※2 *印は、四捨五入の結果100%と表記している。

※3 「-」は、各事業に未着手の市町を示す。

市町別汚水処理人口普及率(平成26年度末)



都道府県別汚水処理人口普及率(平成26年度末)



公共下水道普及状況

(平成27年3月31日現在)

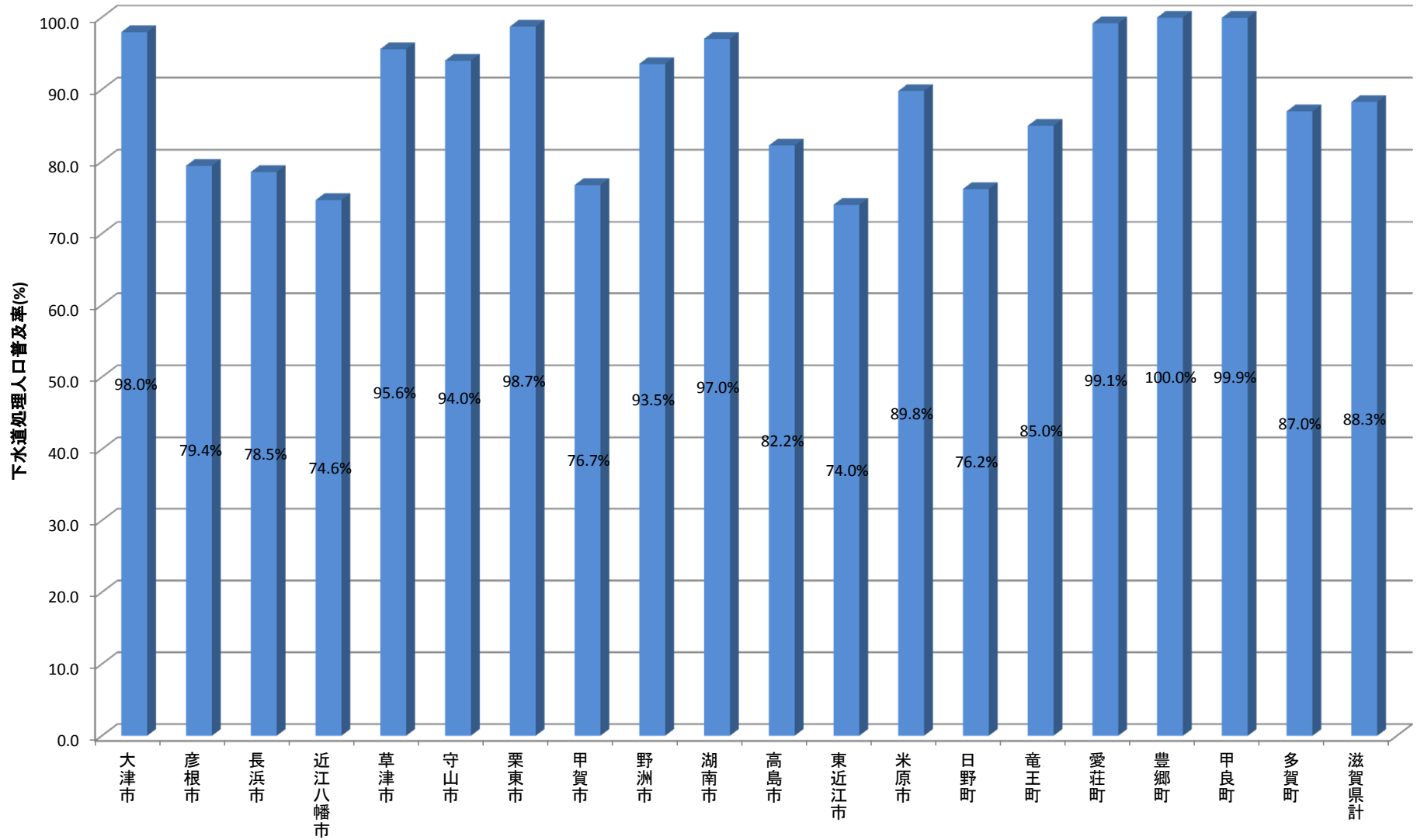
処理区名	市町名	処理区域面積	行政区域内人口	処理区域内人口	処理区域内 水洗化人口	処理区域内 世帯数	処理区域内 水洗化世帯数	普及率	水洗化率 (処理区域内)	水洗化率 (行政区域内)	水洗化率 (処理区域内世帯)
		(ha)	(人)	(人)	(人)	(世帯)	(世帯)	(%)	(%)	(%)	(%)
		A	B	C	D	E	F	$G=C/B$	$H=D/C$	$I=D/B$	$J=F/E$
湖南中部処理区	大津市	1,714.1	110,639	108,761	106,631	43,649	42,824	98.3	98.0	96.4	98.1
	近江八幡市	1,450.7	81,928	61,078	53,118	23,611	20,436	74.6	87.0	64.8	86.6
	草津市	2,420.4	128,833	123,149	118,366	52,209	50,071	95.6	96.1	91.9	95.9
	守山市	1,543.9	80,867	76,005	73,683	28,449	27,608	94.0	96.9	91.1	97.0
	栗東市	1,627.6	67,289	66,412	65,326	25,148	23,612	98.7	98.4	97.1	93.9
	甲賀市	2,294.2	72,186	62,252	53,988	22,712	19,679	86.2	86.7	74.8	86.6
	野洲市	1,217.8	50,768	47,485	46,386	17,661	17,309	93.5	97.7	91.4	98.0
	湖南市	1,727.9	54,817	53,173	48,210	21,706	19,904	97.0	90.7	87.9	91.7
	東近江市	2,477.8	101,692	85,487	74,293	32,787	27,129	84.1	86.9	73.1	82.7
	日野町	693.5	22,189	16,906	12,893	6,229	4,654	76.2	76.3	58.1	74.7
	竜王町	388.3	12,432	10,561	9,357	3,246	2,887	85.0	88.6	75.3	88.9
処理区計	17,556.2	783,640	711,269	662,251	277,407	256,113	90.8	93.1	84.5	92.3	
湖西処理区	大津市	2,222.4	119,376	114,556	110,403	46,960	45,382	96.0	96.4	92.5	96.6
	処理区計	2,222.4	119,376	114,556	110,403	46,960	45,382	96.0	96.4	92.5	96.6
東北部処理区	彦根市	2,105.0	112,620	89,433	80,047	35,158	30,466	79.4	89.5	71.1	86.7
	長浜市	3,459.3	121,532	95,457	87,946	35,992	33,004	78.5	92.1	72.4	91.7
	東近江市	0.0	13,839	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	米原市	1,764.1	39,982	35,891	32,301	12,571	10,254	89.8	90.0	80.8	81.6
	愛荘町	904.7	21,148	20,967	18,668	7,716	6,657	99.1	89.0	88.3	86.3
	豊郷町	368.7	7,362	7,360	6,490	2,836	2,407	100.0	88.2	88.2	84.9
	甲良町	402.3	7,467	7,462	5,962	2,542	1,668	99.9	79.9	79.8	65.6
	多賀町	330.4	7,674	6,673	6,011	2,276	1,931	87.0	90.1	78.3	84.8
処理区計	9,334.5	331,624	263,243	237,425	99,091	86,387	79.4	90.2	71.6	87.2	
高島処理区	高島市	1,925.3	49,350	41,327	32,637	14,676	11,137	83.7	79.0	66.1	75.9
	処理区計	1,925.3	49,350	41,327	32,637	14,676	11,137	83.7	79.0	66.1	75.9
琵琶湖流域下水道計		31,038.4	1,283,990	1,130,395	1,042,716	438,134	399,019	88.0	92.2	81.2	91.1
大津処理区	大津市	1,423.1	106,586	106,285	104,757	46,709	46,148	99.7	98.6	98.3	98.8
藤尾処理区	大津市	92.1	5,430	5,425	4,872	2,501	2,245	99.9	89.8	89.7	89.8
沖島処理区	近江八幡市	8.7	307	307	307	141	141	100.0	100.0	100.0	100.0
土山処理区	甲賀市	334.0	8,050	6,243	4,686	2,207	1,657	77.6	75.1	58.2	75.1
信楽処理区	甲賀市	74.9	12,297	2,494	1,373	972	535	20.3	55.1	11.2	55.0
朽木処理区	高島市	56.9	1,999	883	877	306	294	44.2	99.3	43.9	96.1
単独公共下水道計		1,989.7	134,669	121,637	116,872	52,836	51,020	90.3	96.1	86.8	96.6
滋賀県計		33,028.1	1,418,659	1,252,032	1,159,588	490,970	450,039	88.3	92.6	81.7	91.7

大津市全域	大津市	5,451.7	342,031	335,027	326,663	139,819	136,599	98.0	97.5	95.5	97.7
近江八幡市全域	近江八幡市	1,459.4	82,235	61,385	53,425	23,752	20,577	74.6	87.0	65.0	86.6
甲賀市全域	甲賀市	2,703.1	92,533	70,989	60,047	25,891	21,871	76.7	84.6	64.9	84.5
高島市全域	高島市	1,982.2	51,349	42,210	33,514	14,982	11,431	82.2	79.4	65.3	76.3
東近江市全域	東近江市	2,477.8	115,531	85,487	74,293	32,787	27,129	74.0	86.9	64.3	82.7
複数処理区市町計		14,074.2	683,679	595,098	547,942	237,231	217,607	87.0	92.1	80.1	91.7

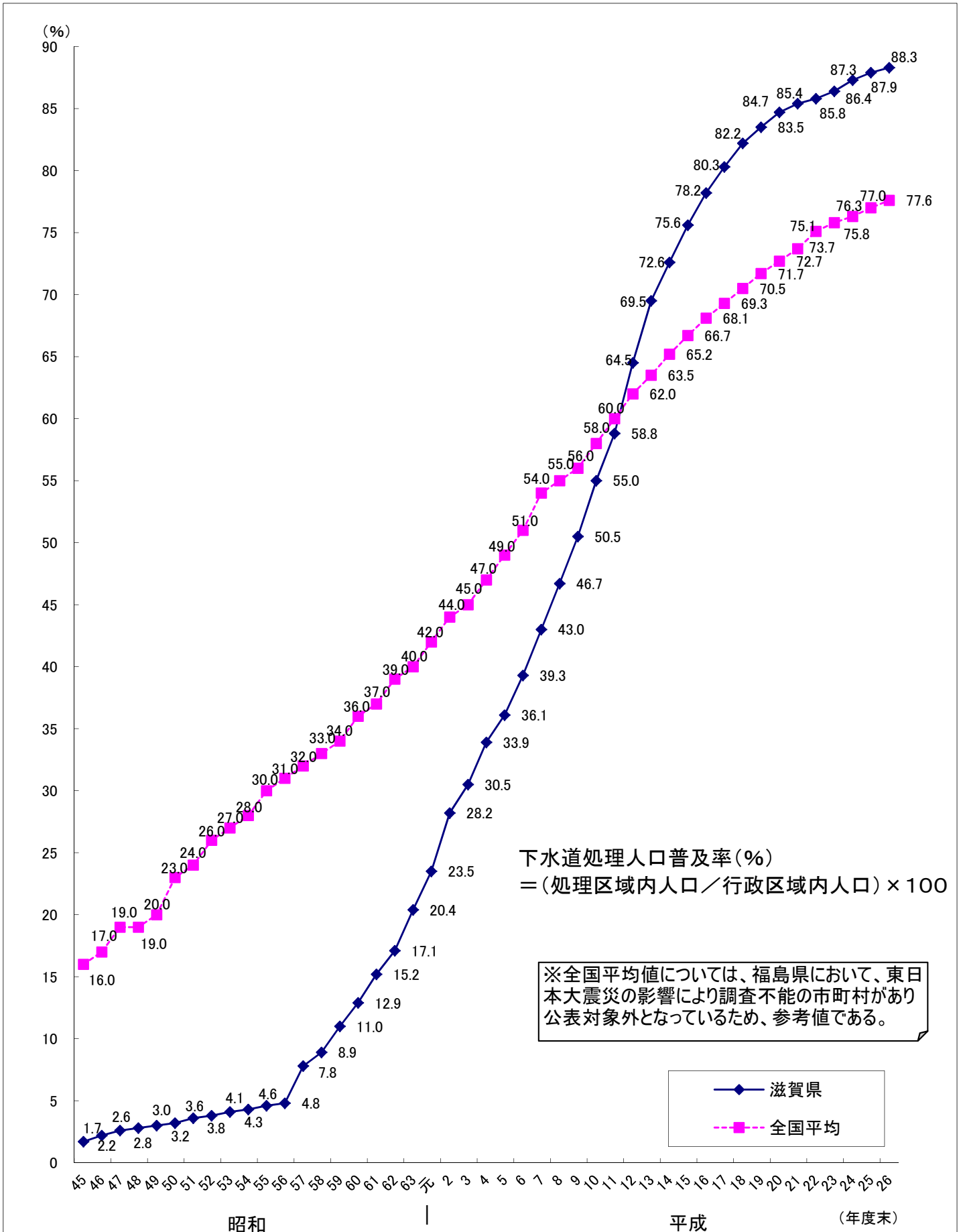
(注1) 行政区域内人口の滋賀県計には、長浜市の旧余呉町および旧西浅井町、東近江市の旧永源寺町の人口を含む。

(注2) 各市町の行政区域内人口は住民基本台帳人口に基づいており、外国人登録人口を含む。

市町別下水道処理人口普及率(平成26年度末)



下水道処理人口普及率の推移



汚水処理施設整備率等の推移(直近20年間)

